

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号 : 7657

件名	海老名市美化センター施設警備業務委託	
履行場所	海老名市杉久保北一丁目4番1号	
期間	令和7年10月1日 ~ 令和12年9月30日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○長期継続契約○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	1,316,700円(税込)	1,197,000円(税抜)
最低制限価格	有り(開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(50%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 ○前払金額の制限 契約金額の15%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。)※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○業務主任者及び管理技術者の他案件(本市入札案件)との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証 (イ)公共工事履行保証証券による保証(履行ボンド) (ウ)履行保証保険契約の締結(定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	440 警備・受付の委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○警備業法に基づく認定を受けていること。 ○神奈川県以外の公安委員会で認定を受けている場合は、神奈川県公安委員会へ神奈川県内での営業所の届出を行っていること。 ○告示日現在において、海老名市遠隔移報システムによる火災通報取扱要綱に基づく業者登録簿に登録されていること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・警備業法に基づく認定書の写し ・神奈川県以外の公安委員会で認定を受けている場合は、神奈川県公安委員会へ神奈川県内営業所の届出受理を証する書類の写し		

落札候補者が
提出する書類
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○年度別支払金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください。)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)
※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。

海老名市美化センター施設警備業務委託 仕様書

1 業務件名

海老名市美化センター施設警備業務委託

2 契約期間

令和7年6月26日から令和12年9月30日まで

【履行期間：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで】

※契約締結の日から業務開始の前日までの間に、必要な工事等を完了させること。

3 警備対象物件

- (1) 警備対象物件 海老名市美化センター
- (2) 対象物件住所 海老名市杉久保北一丁目4番1号
- (3) 警備範囲 建物出入口及び事務室、共用廊下部
参考「警備対象物件 既設警備機器設置位置図」

4 警備方法等

(1) 機械警備

発注者（以下、「甲」という）が管理する警備対象物件を受注者（以下、「乙」という）が設置する各種警戒感知器等により警戒し、乙の管制センターにて遠隔集中監視警備を実施し、異常の有無を確認する。なお、乙は警備対象物件へ既に設置されている警備機器類を全て撤去したうえで、本業務に必要なとなる各種警戒感知器等を新たに設置し、施設警備業務を行うものとする。ただし、「警備主装置（操作器含む）」の設置箇所については、甲と別途協議のうえ決定する。

5 警備実施時間

警備対象物件の警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間帯とする。ただし、火災異常監視業務については終日とする。

6 警備任務

- (1) 火災・盗難及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故確知時における関係機関への通報及び連絡
- (3) 事故報告書の提出

7 警備実施要領

(1) 警備機構

ア 警報装置

警備対象物件で発生した異常事態をインターネット回線及び3G回線等のどちらでも通信可能な主装置を用い、乙の管制センターへ自動的に即時通報する機能を有するものとする。

イ 乙の管制センター

乙は、警備実施時間中は、警備対象物件の異常事態の有無を間断なく、常時監視するとともに、常に警備対象物件へ派遣できる派遣要員へ通報できる体制を保持するものとする。

ウ 派遣要員

派遣要員は、警備対象物件の異常事態に備えるとともに、管制センターからの連絡に基づき、常に派遣できるよう待機するものとする。

(2) 警備開始時における取扱い

ア 甲における取扱い

(ア) 警備対象物件の最終退館者は、防火・防犯・その他の事故防止上必要な処置を行い、確認ランプ等で各警報機器のセット状況を確認するものとする。

(イ) 警備対象物件の最終退館者は、非接触式の操作器により、警備開始の操作を行い、速やかに入退場口から退館し施錠するものとする。

イ 乙の管制センターにおける取扱い

警備対象物件の最終退館者による警備セット操作により、警備を開始するものとする。

(3) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

警備対象物件の最初の入館者は、入退場口を解錠後、速やかに非接触式の操作器により、警備解除操作するものとする。

イ 乙の管制センターにおける取扱い

警備対象物件の最初の入館者による警備解除操作により、警備を終了するものとする。

8 異常事態発生時における乙の処置

(1) 警報装置により、警備対象物件に異常事態が発生したことを確知したとき、乙は派遣要員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に努めるものとする。

(2) 警備対象物件に到着した派遣要員は異常事態を確認後、管制センター等へその

状況を連絡し、必要に応じて関係機関へ連絡するものとする。

9 報告書の提出

- (1) 乙は、毎月、業務完了後、警備状況の報告書を速やかに甲へ提出するものとする。
- (2) 警備実施時間中に異常事態等が発生した場合、乙は、事故報告書を速やかに甲へ提出するものとする。

10 経費の負担

- (1) 甲が負担する経費は、次のとおりとする。
 - ア 警備機器に必要な電気料
 - イ 甲の事由により警備機器の増移設を行う場合の費用
- (2) 乙が負担する経費は、次のとおりとする。
 - ア 既設警備機器の撤去処分費用
 - イ 警備機器の設置費用（配線工事等、材工含む）
 - ウ 警備機器に必要な通信料
 - エ 警備機器に付帯する一切の設備、備品等の自然損耗又は耐用年数等により故障した場合の修繕及び取り替え費用
 - オ 警備機器の保守点検費用
 - カ 電話回線等断線監視費用
 - キ 消耗品費
 - ク 契約の締結に要する費用
 - ケ 契約満了時の警備機器の撤去処分費用

11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵及び非接触式セキュリティーキー等は、甲と乙が相互に預託し、預託された鍵及び非接触式セキュリティーキー等は、それぞれが厳重な取扱いと保管をするものとする。なお、甲は、警備対象物件の入退場に必要な鍵について、1本を乙へ預託し、乙は、警備の開始解除操作に必要な非接触式セキュリティーキー等について、20人分を甲へ預託するものとする。

12 警備機器の保守点検

警備対象物件に設置された警備機器の機能については、乙は適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を甲へ報告するものとする。

警備機器に異常又は故障が発見された場合、乙は補修又は交換を行い、作業に要する一切の費用を負担するものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、甲が負担するも

のとする。

13 緊急連絡者名簿の提出

- (1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出するものとする。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更があるときは、甲は遅滞なく、その都度、文書をもって通知するものとする。

14 秘密を守る義務

乙は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らしてはならない。また、本業務の履行以外の目的に使用してはならない。なお、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

15 権利・義務の譲渡等

乙は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、業務上必要であるとして、甲が承諾した業務についてはこの限りではない。

16 警備対象物件の増改築

警備対象物件の増改築等をする場合、甲は事前に乙に通知し、警備機器の増設等の必要性について乙と協議しなければならない。

17 損害の賠償

- (1) 乙は、業務の履行にあたり、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、甲の責に帰するほか、その損害を賠償しなければならない。
 - ア 業務不完全により甲に損害を与えたとき。
 - イ 甲の財産に損害を与えたとき。
 - ウ 甲の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又は、その財産に損害を与えたとき。
- (2) 甲は、その損害が発生したことを知った日から14日以内に、書面をもって乙に通知しなければならない。
- (3) ただし、次の事項については、免責とする。
 - ア 天災地変その他不可抗力による場合
 - イ 警報装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責任とならない事由で、通信が行われない状態による場合
 - ウ 発注者の責任となる事由により、警報装置が正常に作動しなかった場合。

18 遠隔移報システム等

乙は、海老名市遠隔システム等による火災通報取扱要綱に基づく業者登録簿

に登録されているものとする。

19 履行に必要な資格

乙は、公安委員会の警備業務認定を受けていること。

20 契約の解除

(1) 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

ア 乙の業務が、はなはだしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められたとき。

イ 乙の責による理由により、期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められたとき。

ウ 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、正当な理由により契約の解除を申し出、甲がその理由を正当と認めたととき。

21 環境配慮について

(1) 乙は、業務の実施において、省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 乙は、甲への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 乙は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 乙は、業務の実施において、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例など、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

22 その他

乙は、契約締結後、警備機器設置位置図を甲へ提出すること。

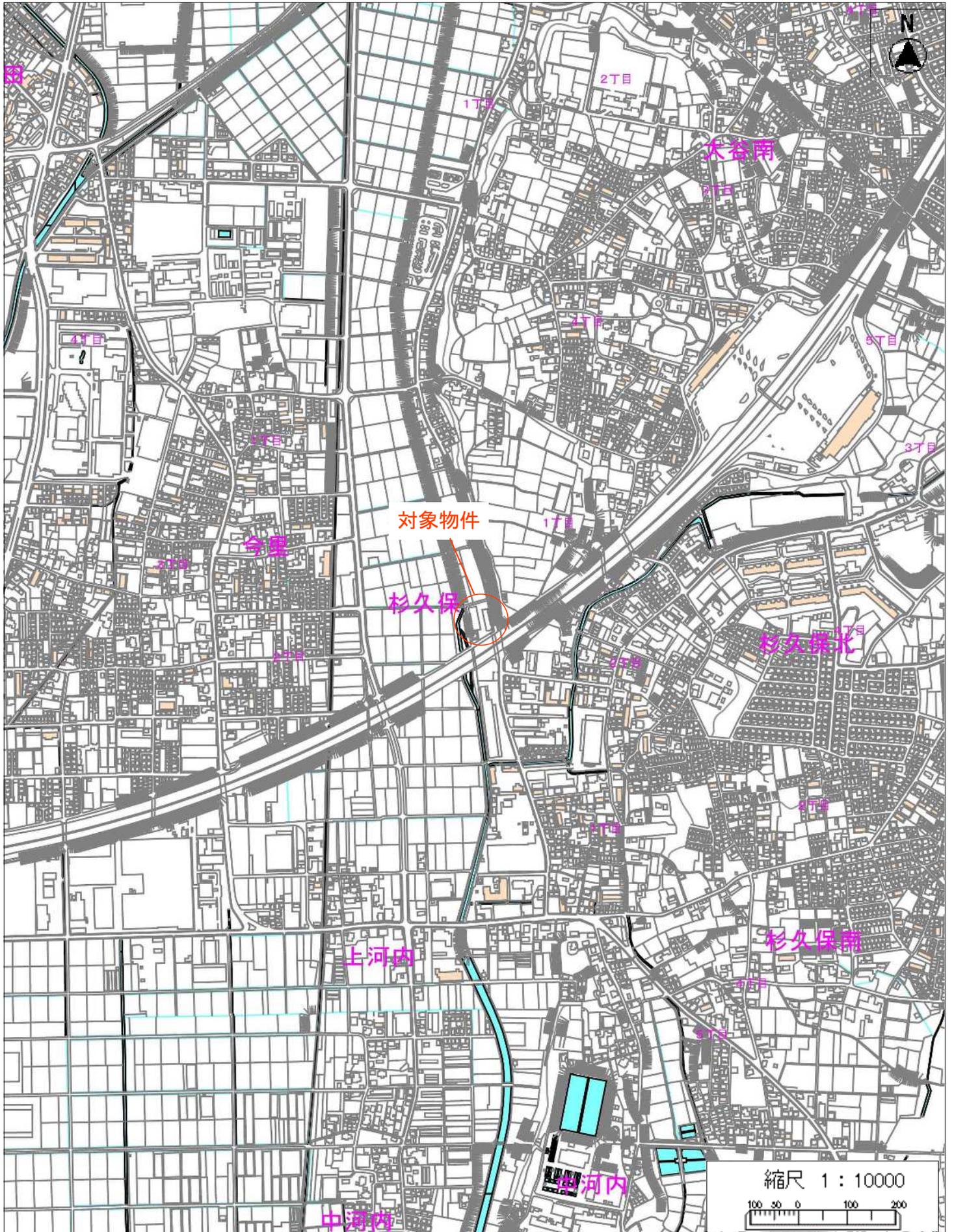
23 支払いについて

支払いは毎月、業務完了後、後払い（請求書を受理した日から 30 日以内に支払う）とする。乙は、業務完了後、速やかに、前月分の業務委託料を甲へ請求するものとする。なお、支払い金額については、年度別支払金額内訳書のとおりとする。

24 疑義等の解決

この仕様書に定めのない事項及びこの契約上の疑義を生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

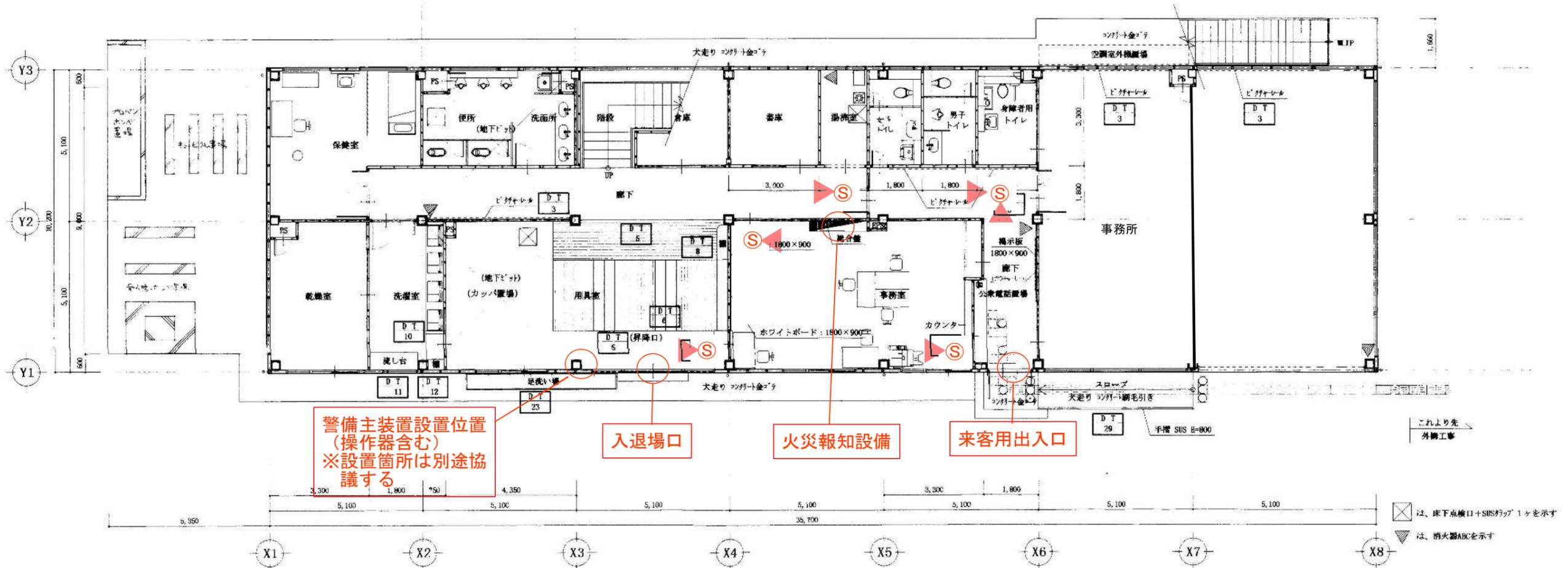
警備対象物件 既設警備機器設置位置図



警備対象物件 既設警備機器設置位置図



警備対象物件 既設警備機器設置位置図

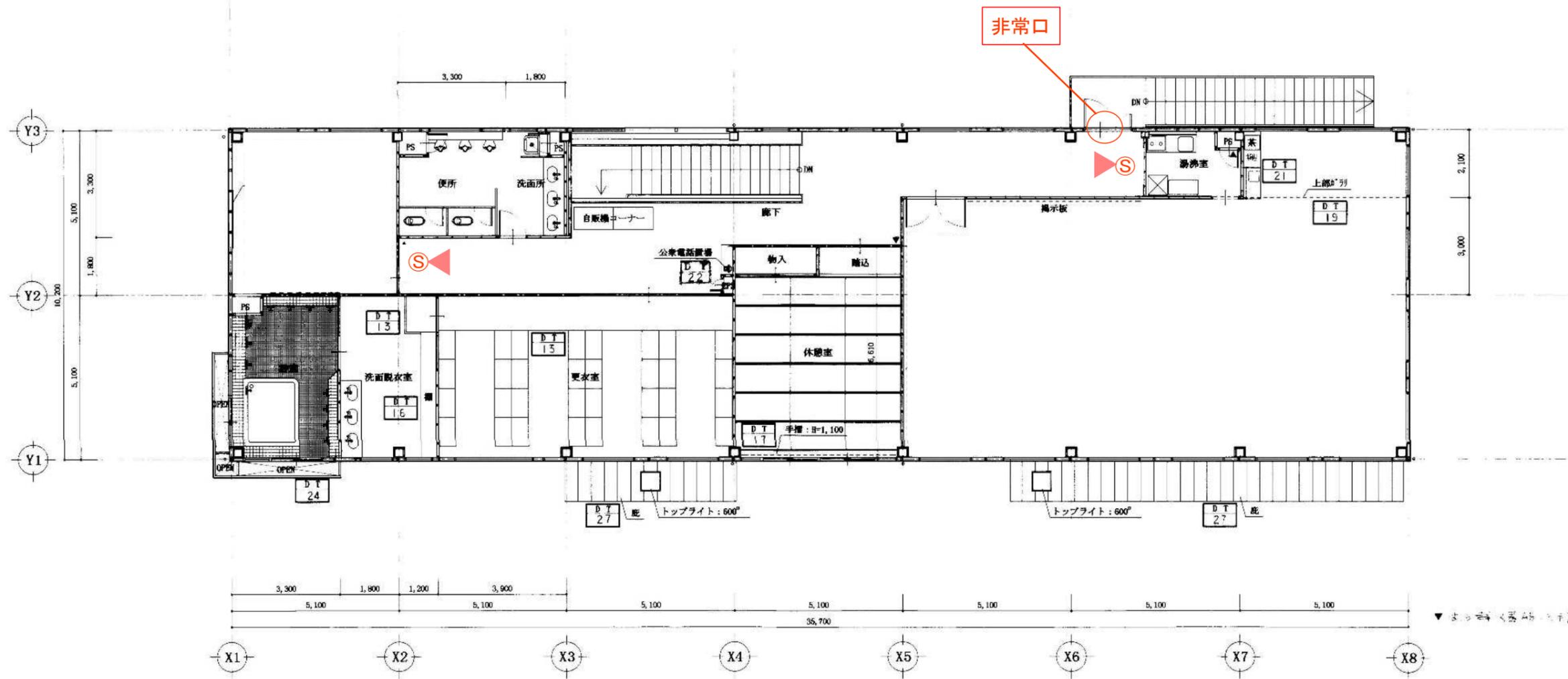
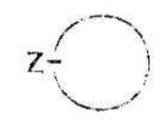


Ⓢ 警戒感知器

1階 平面図 S:1/100

設計番号	工事名称	校種	担当	製図	図面名	縮尺	種別	図面番号
	工事場所				1階 平面図	1/100	建築	1/100

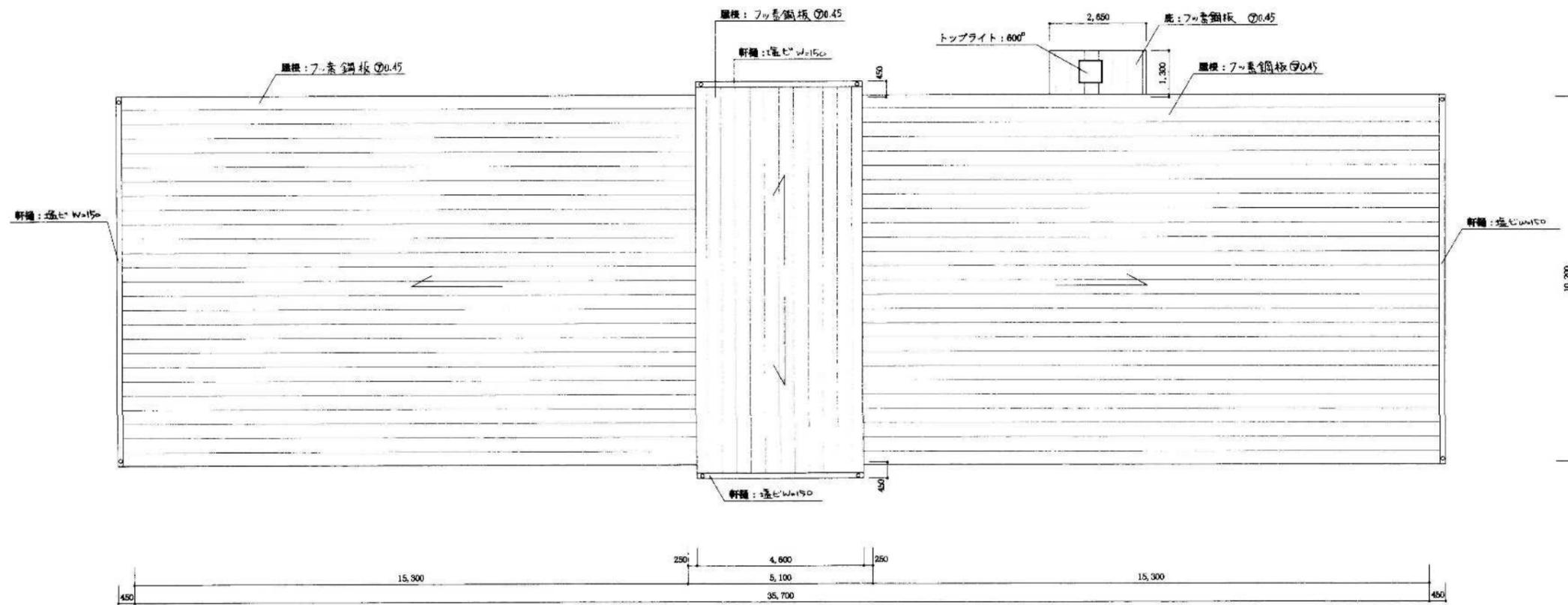
警備対象物件 既設警備機器設置位置図



Ⓢ 警戒感知器

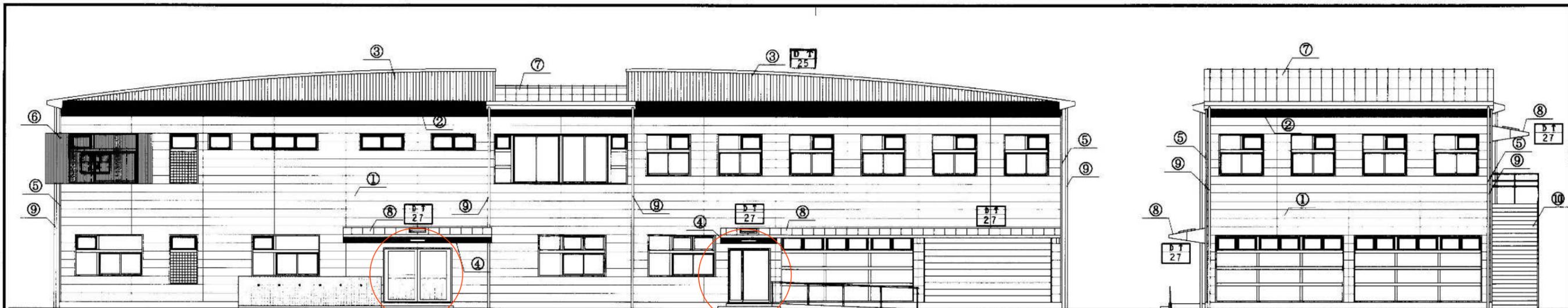
2階 平面図 S:1/100

設計番号	工事名称		校舎	相当	製図	設計年月日	図面名	縮尺	種別	図面番号
	工事場所						2階 平面図	1/100	建築	1



屋根伏図 S:1/100

設計番号	工事名称	校區	担当	製図	設計年月日	図面名	縮尺	種別	図面番号
	工事場所								

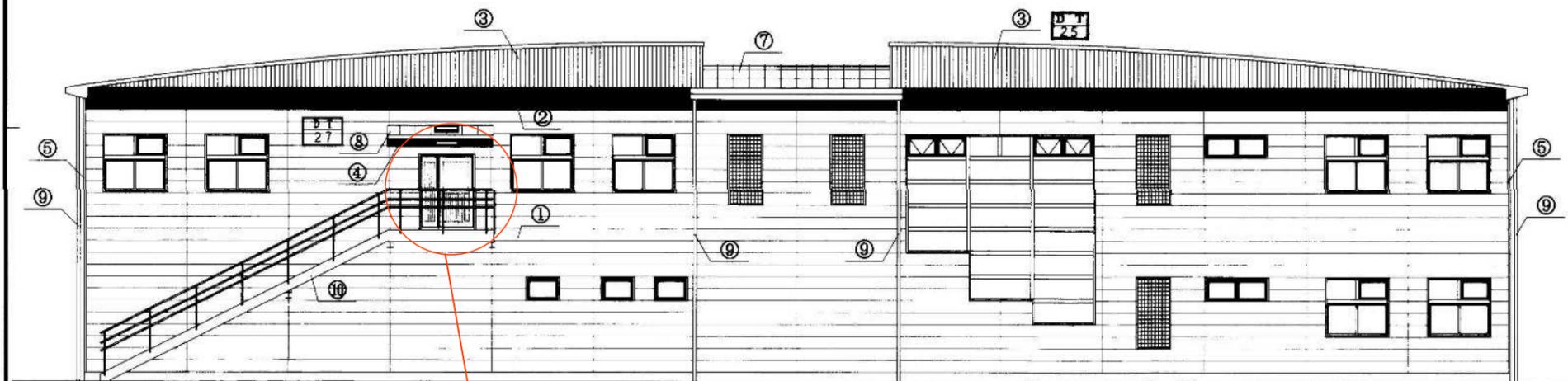


西側立面図 1/100

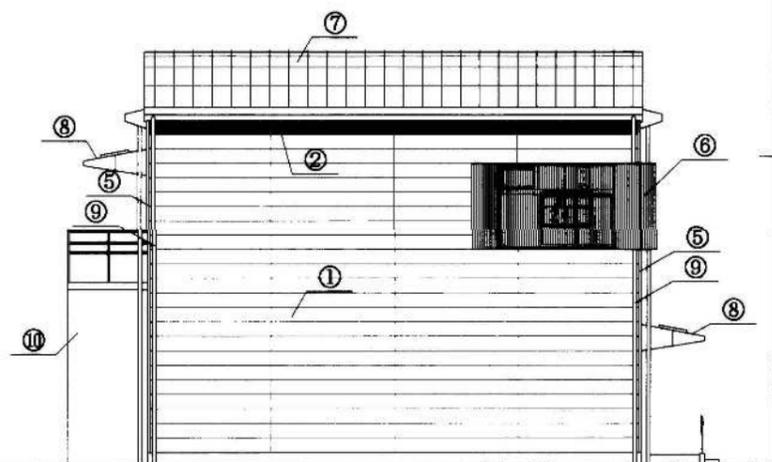
南側立面図 1/100

入退場口

来客用出入口



東側立面図 1/100

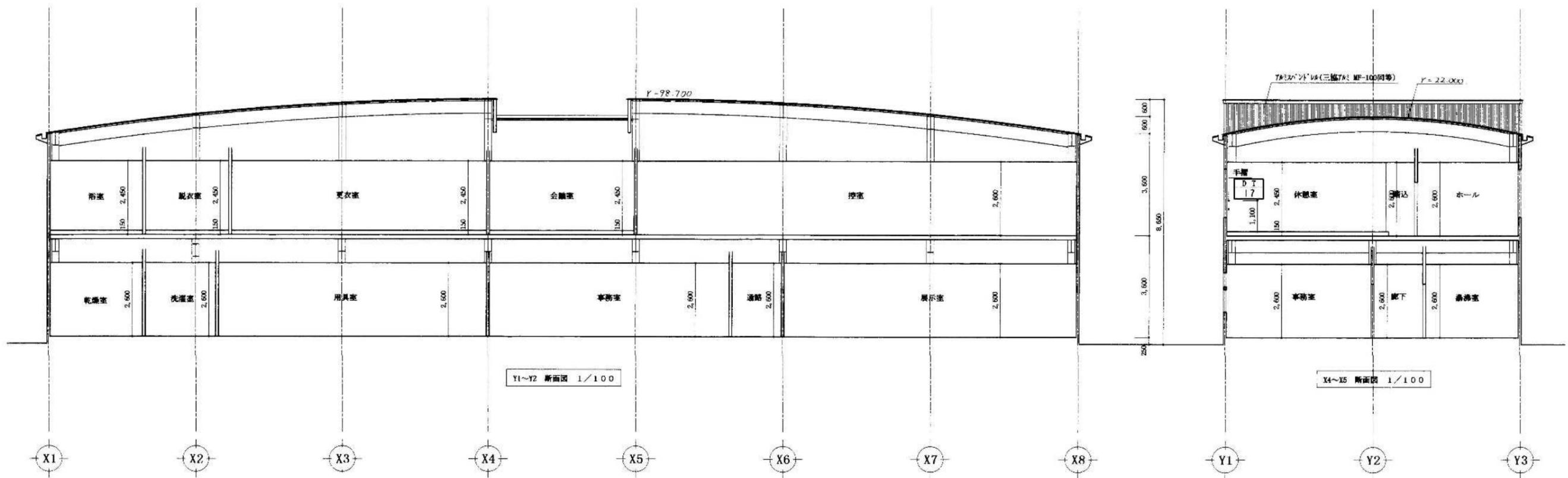


北側立面図 1/100

非常口

- 凡例
- ① 高強度セメント押出成形材 ①15 EP
 - ② 高強度セメント押出成形材 デザイン板 ①18 EP
 - ③ アルミスパンドレル L=1.0
 - ④ アルミバンチングメタル
 - ⑤ コーナー金物面取鉄板 ②0.4 R-60 突きつけ
 - ⑥ FFP板 ②1.0 (半透明)
 - ⑦ 隠蔽：J、隠蔽板②0.45
 - ⑧ 庇： 同上 幕板 アルミパネル ②2.5
 - ⑨ 窓： VU #75
 - ⑩ 鉄骨隠蔽 OP
- X: 本工事に係わる鋼材仕上OPの部材は、全て亜鉛メッキ処理の上、OP塗リとする。

設計番号	工事名称	校種	担当	製図	設計年月日	図面名	縮尺	種別	図面番号
	工事場所					立面図	1/100	建築	13



設計番号	工事名称		校種	担当	製図	設計年月日	図面名	縮尺	種別	図面番号
	工事場所						断面図	1/100	建築	V 4

海老名市美化センター施設警備業務委託内訳書

月額施設警備料金： 円（税別）

履行期間：令和7年10月1日～令和12年9月30日（60月）

項 目	数量	単位	単価	金 額
施設警備業務（60月分）	60	月	円	円
小 計				円
消費税額				円
合 計				円

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市美化センター施設警備業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで

契約金支払内訳書

令和8年度小計	
---------	--

年 月	支払金額（税込）	備考
令和8年4月分		
令和8年5月分		
令和8年6月分		
令和8年7月分		
令和8年8月分		
令和8年9月分		
令和8年10月分		
令和8年11月分		
令和8年12月分		
令和9年1月分		
令和9年2月分		
令和9年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市美化センター施設警備業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで

契約金支払内訳書

令和9年度小計	
---------	--

年 月	支払金額（税込）	備考
令和9年4月分		
令和9年5月分		
令和9年6月分		
令和9年7月分		
令和9年8月分		
令和9年9月分		
令和9年10月分		
令和9年11月分		
令和9年12月分		
令和10年1月分		
令和10年2月分		
令和10年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市美化センター施設警備業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで

契約金支払内訳書

令和10年度小計	
----------	--

年 月	支払金額（税込）	備考
令和10年4月分		
令和10年5月分		
令和10年6月分		
令和10年7月分		
令和10年8月分		
令和10年9月分		
令和10年10月分		
令和10年11月分		
令和10年12月分		
令和11年1月分		
令和11年2月分		
令和11年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市美化センター施設警備業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで

契約金支払内訳書

令和11年度小計	
----------	--

年 月	支払金額（税込）	備考
令和11年4月分		
令和11年5月分		
令和11年6月分		
令和11年7月分		
令和11年8月分		
令和11年9月分		
令和11年10月分		
令和11年11月分		
令和11年12月分		
令和12年1月分		
令和12年2月分		
令和12年3月分		

許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____